

もうすぐ

準備はお早めに！町申告相談は
2月16日(火)～3月15日(月)

令和2年分所得の申告時期です

今年度の申告相談は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「事前予約制」とします。相談を希望する方は、下記までご連絡ください。予約の受付は2月1日(月)から開始します。

◎申告相談事前予約専用電話 ☎75-7002

「収支内訳書」「医療費控除の明細書」の作成相談会をご利用ください

所得申告で「収支内訳書」「医療費控除の明細書」が必要な方の準備のため、作成相談会を行います。相談を受けるには、「収支内訳書」「医療費控除の明細書」等の作成に必要な添付書類の準備をお願いします。

※事前に申込みが必要です。申込期限までに、役場総務課税務係窓口(1階)か電話でお申込みください。

日時

令和3年1月29日(金)

場所

役場第1会議室(1階)

①午前10時～正午

②午後1時30分～4時30分

申込期限

1月15日(金)まで

内容

○医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受けるための「医療費控除の明細書」の作成

○事業所得(農業・営業・不動産)の「収支内訳書」の作成

◎予約・問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111(内線141・144) 直通75-6206

所得申告の医療費控除に医療費通知を添付することができます

確定申告など所得申告で医療費控除を受ける際は、医療費通知を添付することで医療費の明細の記入を省略することができます(1月～10月の診療分のみ)。詳しくは、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

《国民健康保険加入の方》福祉健康課保険係 ☎82-3111(内線133) 直通75-6205

《後期高齢者医療保険加入の方》長野県後期高齢者医療広域連合事務局 業務課給付係 ☎026-229-5320

《その他の医療保険の方》ご自身が加入している医療保険者にお問い合わせください。

上田税務署から確定申告に関するお知らせ

上田税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を下記のとおり開設しますので、申告に必要な書類等をお持ちのうえ、ぜひご利用ください。

期間

2月16日(火)から3月15日(月)まで
《土日祝日を除く》

時間

【受付】午前8時30分から午後4時まで
【相談】午前9時から

場所

上田税務署 別館会議室

※新型コロナウイルス感染症対策のため、本年は還付申告の方の申告相談を2月16日(火)以前でも受け付けています。

※確定申告会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。

※入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

◎問い合わせ先 上田税務署 ☎0268-22-1234

スマートフォン専用画面が
利用しやすくなりました

簡単便利なスマートフォンでの申告をご利用ください。給与所得で年末調整が済んでいない方、年金収入や雑所得がある方など、申告対象者の利用範囲が広がりました。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等で確定申告書が作成できます。

e-Taxで送信・書面で印刷して送付のいずれかの方法でご提出ください。

作成コーナー 検索

www.keisan.nta.go.jp

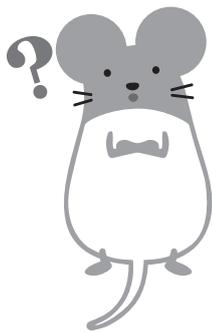
償却資産を所有している皆さんへ 償却資産(固定資産税)の申告はお早めに!

申告は
2月1日(月)
まで!

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少している中小事業者等に対して、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減をします。対象者は、令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の売上げが前年の同期間と比べ、30%以上減少している方となります。

申告期限は令和3年2月1日(月)までですので、償却資産の申告書とあわせてご提出ください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。下記問い合わせ先までご連絡ください。

償却資産とはなんですか?



企業や個人が、土地や家屋以外で事業のために所有している設備(自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除く)のことで、構築物、機械・装置、器具・備品などが対象となります。

また、**発電量が10kw以上の太陽光発電設備**を、売電などの目的で所有している場合、その設備も償却資産に含まれます。**(家の屋根やカーポートに設置しているものも対象となる場合があります。)**

償却資産を所有している皆さんは、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有状況を、**その資産の所在する市町村に申告**することが法律で定められています。

なお、所得税の確定申告で、**損金または経費として減価償却費を計上している方は**、申告が必要な資産を所有している場合があります。下記の例を参考に、ご確認をお願いします。



対象となる償却資産の例

飲食店・喫茶

看板、テーブル、椅子、レジスター、厨房設備、冷蔵庫など

理容・美容業

理・美容椅子、パーマ器、洗面設備、湯沸器、サインポールなど

小売業

陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、冷凍ストッカーなど

農業

ビニールハウス、消毒機、脱穀機、ぶどう棚など

不動産賃貸

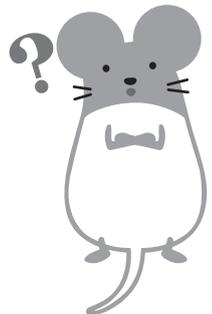
受変電設備、路面舗装、駐車場、コンクリート塀など

製造・加工・設計業

パソコン、プリンター、測定工具、旋盤、リフトなど

※ご自分の所有する資産が申告の対象が確認したい方は、お気軽に役場総務課税務係までお問い合わせください。

申告はどのようにするのですか?



◎初めて申告する方

→様式が定められていますので、総務課税務係へお問い合わせのうえ、所定の申告用紙により申告をお願いします。

◎昨年申告された方

→令和2年12月中旬に令和3年度用の申告書を送付しました。

※**申告期限は2月1日(月)まで**ですので、期限内の提出にご協力をお願いします。

※**はがきによる申告の方は、1月22日(金)までに申告してください。**



町税の電子申告システム(eLTAX:エルタックス)に対応していますので、インターネットにて申告手続きを行うことができます。どうぞご利用ください。

※事前に利用届出が必要です。

◎問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206